

平成30年度日本小児外科学会臨時総会議事録

日 時：平成30年10月25日（木）19：00～19：25

場 所：聖路加国際大学本館 アリス・C・セントジョン メモリアルホール 1F

出席者：開会時、出席者数 31名

委任状出席者数 914名 計945名

定刻どおり越永従道理事長が開会宣言を行なった。定款第30条に定められた成立定足数（現会員数2,139名の5分の1以上）を充たしており、本総会の成立が確認された。

議長の選出：恒例により八木實会長が議長に選出された。

議事録署名人の選出：議長により、土井 崇（関西医科大学小児外科）、深堀 優（久留米大学小児外科）両会員が選出され、承認された。

議 事

1. 特定非営利活動法人定款施行細則の改定の件

越永理事長より、事務局を委託している学会支援機構の会員管理データベースシステムはエヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下、NTT-PC）が構築したシステムを利用していたが、NTT-PCが会員管理データベース事業を年内で撤退することになったため、評議員選挙システムが来年以降は使用できないことが報告された。それに伴い、年を跨いでいた評議員選挙を評議員選挙システムが使える今年までの日程で運用できる様に規則を改定したと説明があり、評議員会で決議されたことが報告された。

以下、改定箇所

第19条 2月または3月に → 11月または12月に

第22条 評議員会に → 定例評議員会に

第23条 選挙の前年の12月10日までに → 当該選挙年度の11月10日までに

第24条 選挙の前年の12月25日までに → 当該選挙年度の11月22日までに

第25条 選挙の前年の12月25日までに → 当該選挙年度の11月22日までに

第26条 選挙の年の2月10日までに → 当該選挙年度の12月10日までに

第27条 選挙の年の3月1日までに → 当該選挙年度の12月20日までに

第28条 選挙の年の3月31日まで → 当該選挙年度の12月31日までの

第30条 通常総会の → 総会の

2. 一般社団法人定款案および定款施行細則案の件

越永理事長より、5月に開催された定例評議員会と総会で提案した一般社団法人定款案および定款施行細則案について会員からのパブリックコメントを求め、特に反対意見は無かったこと、変更点も特に無いことが説明され、承認された。なお、設立は2019年4月1日を予定していること、特定非営利活動法人は財産が無くなった時点で解散すること、特定非

営利活動法人が無くなるまでは両団体が並行して存続すること、定款施行細則の一部として委員会規則を新たにHP上で公開することについてあわせて説明がされた。

3. 専門医制度規則等の改定の件

米田施設認定委員会委員長および古村専門医制度委員会庶務委員長より専門医制度規則等の改定について説明があり、承認された。

(1) 専門医制度規則の改定（古村専門医制度委員会庶務委員長）

- 1) 法人格変更に伴い、評議員会を社員総会に変更
- 2) 専門医制度委員会設置を明言
- 3) 今までの教育関連施設を教育関連施設 A に、新たに教育関連施設 B を設置
- 4) 専門医申請に際し、筆頭者としての研究論文または症例報告 1 篇が必須
- 5) 手数料についての値上げはしない
- 6) みなし指導医、特定施設の廃止
- 7) 筆記試験の申込締め切りを4月30日に変更

(2) 新専門医制度（米田施設認定委員会委員長）

- 1) サブスペシャルティ整備基準を日本専門医機構に提出
- 2) 本学会はカリキュラム性を採用（日本外科学会はプログラム性を採用）
- 3) 夏に行った施設へのアンケート結果が 6 割の施設から回答があった
- 4) 現在の指導医が統括責任者になる
- 5) 初期臨床研修期間中の症例は専門医申請に採用できない

4. 第 24 回評議員選挙の公示

藤野選挙管理委員長より、特定非営利活動法人定款施行細則の改定に伴い、例年とは違う日程の第 24 回評議員選挙の公示文書が説明された。

以上で予定議事が終了し、理事長は閉会を宣言した。

(閉会時刻 19 時 25 分)

以上

理 事 長 _____

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人
